平成３０年（フ）第１１６９号
東京都墨田区文花１丁目29－１－115
破産者　宮田　　智
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１９３号
東京都江戸川区東葛西２丁目９－１－205
破産者　高橋　弘貴
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２２３号
東京都足立区大谷田１丁目43―24　Ｂｉｇ　Ａ103号室
破産者　川原　正弘
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２５０号
東京都世田谷区玉川１丁目９－５－304
破産者　中塚小百合
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２５３号
東京都三鷹市井の頭５丁目12―20―206
破産者　佐藤　真一
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２５９号
東京都目黒区五本木１－20―18―105、住民票上の住所山梨県笛吹市一宮町田中701－２
破産者　石原　健斗
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２９９号
東京都板橋区高島平５丁目８－11―308
破産者　梨元　理司
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９５号
長野県松本市浅間温泉１丁目16番５号
破産者　株式会社フレッシュハウス
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第３９４号
静岡県伊東市和田１丁目７番６号
破産者　有限会社滝口
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４３８号
神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎中央６番地30
破産者　セントマイルドフラグラント有限会社
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４３９号
神奈川県横浜市青葉区松風台45番地23
破産者　エスエムエフ株式会社
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３０３号
兵庫県姫路市香寺町溝口367番地
破産者　有限会社常陰木工所
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３０４号
岡山県久米郡美咲町周佐1154、住民票上の住所兵庫県姫路市夢前町前之庄2895番地１
破産者　常陰　新吾
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３９号
山口市小郡山手上町21番２号
破産者　山陽建設工業株式会社
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６３号
大分市山津町２丁目12番３号（コーポ桃園402）
破産者　荒巻スミ子
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１０１１号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋454番地３　ミルトインＡ101号
破産者　佐伯　　亮
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２００４号
福岡市中央区平尾１丁目11番20―208号、前住所福岡市中央区清川２丁目４番３－502号
破産者　立石さゆり（旧姓後藤）
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０３４号
福岡市博多区上牟田３丁目３番15号、前住所福岡市博多区比恵町９番13号
破産者　高嶋青果こと　高嶋　幾雄
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３４号
沖縄県うるま市字田場813番地　カーサ・フォレスト102号室、申立時の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲511番地１　エスポアール大柳105号
破産者　ｈａｉｒ　ｍａｋｅ　ＢＬＵＥこと　太田尾芳樹
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７３０号
福岡市南区長丘４丁目14番15号、前住所福岡市南区長丘４丁目11番13号
破産者　竹原　明広
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部